

一戸町監査委員告示第1号

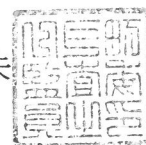
令和4年度定期監査（工事監査）の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添のとおり公表する。

令和4年6月30日

一戸町監査委員 立花良孝



一戸町監査委員 仁昌寺泰夫



令和4年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

一戸小学校屋根等改修工事及びエアコン設置工事

2 監査の期間

令和4年6月12日から同月24日まで

3 監査の方法

今回の工事監査については、契約、施工等の各段階において、費用対効果、的確な工事施行管理に配慮されたかなど、当該工事が適正に行われているかを主眼として、次に掲げる主な着眼点により書面監査及び実地監査を実施した。

- (1) 施工の決裁手続きは適正に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に行われているか。
- (3) 施工に係る管理、事務処理、支払い等は適切に行われているか。

4 監査の結果

当該工事の契約、施工等いずれも適正に執行されていると認められる。

今後の事業・事務執行においても、適切に処理されたい。